

令和5年度 入善町「住まいの補助金」

⚠️ いずれも着工・購入前の申請が必要です

空き家などの賃借や購入に補助します

○空き家バンク活用促進事業補助金（住まい・まちづくり推進事業）

種類	内容	補助額	限度額	
			町内者	町外者
①住宅を借りた人 (賃貸住宅改修等補助金)	「空き家バンク」に登録された住宅を借りる人が、居住に必要な住宅改修などをする場合に交付します	改修費用の 2分の1以内	30万円	40万円
			子+10万円	里+50万円
②住宅を買った人 (住宅購入補助金)	「空き家バンク」に登録された住宅を居住目的で買い取る人に交付します (売買契約締結後、1年以内に居住した場合に限ります)	取得価格の 2分の1以内	40万円	60万円
			子+10万円	里+50万円
			改+50万円	
③宅地を買った人 (宅地購入補助金)	「空き家バンク」に登録された宅地を居住目的で買い取る人に交付します (売買契約締結後、5年以内に居住した場合に限ります)	取得価格の 2分の1以内	20万円	50万円
			子+10万円	里+50万円

※住宅購入補助金と宅地購入補助金をあわせて申請する場合、加算金は重複されません。

住宅の取得などに補助します

○安心定住促進事業補助金（住まい・まちづくり推進事業）

種類	内容	補助額	限度額	
			町内者	町外者
①親子世帯で同居する人 (同居住宅支援補助金)	2親等以内の家族が居住する住宅に、新たに同居するために必要な住宅の新築や増改築をする場合に交付します	建築費の 2分の1以内	40万円	60万円
			子+10万円	里+50万円
②親子世帯で近居する人 (近居住宅支援補助金)	1親等以内の家族と同一行政区内に居住するため、住宅を新築、購入する場合に交付します	新築及び 取得価格の 2分の1以内	40万円	60万円
			子+10万円	里+50万円
新規 ③住宅を取得する人 (住宅取得支援補助金)	住宅を新築、購入する場合に交付します (町内者は、賃貸物件に住んでいる人を含む世帯に限ります)	新築及び 取得価格の 2分の1以内	20万円	40万円
			子+10万円	里+50万円

町が認定した分譲宅地を購入する方に補助します

○民間宅地開発事業補助金

種類	内容	補助額	限度額	
			町内者	町外者
・分譲宅地を購入する人 (宅地購入者補助金)	自己の居住目的で認定団地の宅地を購入し、住宅を建築して居住する世帯に補助します (宅地の購入後、5年以内に居住した場合に限ります)	1画地あたり 定額	20万円	70万円
			子+10万円	

空き家を活用して新規創業する方に補助します

○空き家活用新規創業応援事業補助金

種類	内容	補助額	限度額
・空き家での新規創業者 (空き家活用 新規創業応援事業補助金)	空き家バンクに登録された空き家を活用して、新規創業する者に対し、内外装の改修や備品購入などの初期投資に要する経費について助成します	初期投資経費の 3分の1以内	100万円

※ 町外者・・・転入世帯全員が3年以上継続して町外に住所があった者

子 子育て加算・・・中学3年生以下の子どもを養育する世帯に補助額を加算

里 里山加算・・・舟見・野中地区で小学6年生以下の子どもを養育する世帯に補助額を加算

改 改修加算・・・居住に必要な住宅改修などをする場合に加算（改修費用の2分の1以内）。